令和元年度　第１回　人権教育推進協議会議事録

令和元年７月９日（火）１０時～１１時３０分

事務局	・配付資料の確認 ・委員２２名中２１名の出席で、本会議が成立することを確認
	～辞令交付～
教育長	教育長挨拶
委員	委員自己紹介
事務局	事務局自己紹介
事務局	会長、副会長選出 会長：河﨑　知治委員 副会長：荒川　英良委員
	会長、副会長挨拶
会長	それでは、議題１の「山陽小野田市人権推進協議会規則」について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	それでは、最初にこの山陽小野田市人権教育推進協議会の規則について簡単に説明します。 ２ページ「資料１」を御覧ください。第１条に「山陽小野田市の執行機関の附属機関に関する条例第３条の規定に基づき、山陽小野田市人権教育推進協議会の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。」山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例から抜粋したものを、枠の中にいれて記載しています。 第２条、本協議会委員は２２人以内で、社会教育関係団体代表、学校代表、企業代表、自治会代表、学識経験者のうちから、教育委員会が委嘱または任命させていただいております。 委員の任期は２年で、令和元年７月１日から令和３年６月３０日までとなっております。欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間となります。会長、副会長については先ほどお決めいただいたとおりです。 会議について、次回からは教育委員会の請求に基づき、会長名で御案内させていただきます。また、委員の過半数の出席、そして出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによるとしております。以上です。
会長	ありがとうございました。今のことについてお聞きになられたいことはありますでしょうか。 後ほど質問の時間を設けておりますので、またまとめて質問していただけたらと思います。 では議題２にあります「山口県人権推進の指針」について、こちらの説明をお願いします。
事務局	お手元にお配りしています「山口県人権推進指針の概要版」を御覧ください。 開いて左側の「指針の趣旨」を御覧ください。「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、幅広い人権課題への対応や、人権尊重を踏まえた行政を推進するため、平成１４年３月に策定されました。 基本理念は「人権尊重」ですが、この「人権尊重」に基づき、総合的に人権に関

事務局	する取組を推進するために、３つのキーワード「じゆう」「びょうどう」「いのち」を掲げています。 　右のページを御覧ください。ここには施策の推進がありますが、 　１　人権を尊重した行政の推進 　２　人権教育及び人権啓発の推進 　３　相談・支援体制の充実 　４　分野別施策の推進 と、大きく項目が載っています。 　４番目の「分野別施策の推進」では、男女共同参画に関する問題、子どもの問題、高齢者問題、障がい者問題、同和問題、外国人問題など１６ほど挙げられています。これに関わることですが、平成２８年に人権に関わる新しい法律ができています。委員の皆様には是非知っておいていただきたいため、資料をつけております。４月に障害者差別解消法、６月にヘイトスピーチ解消法、１２月に部落差別解消法が施行されました。簡単に説明します。障害者差別解消法は障害のあるなしに関わらず、ともに生きる社会を実現するために「不当な差別的取り扱い」や「合理的配慮をしないこと」が差別になるとしています。ヘイトスピーチ解消法は特定の民族に対し差別的言動を禁じるものです。部落差別解消法は現在部落差別は存在するという第1条から始まり、相談体制の充実や教育・啓発の実施、実態調査などをあげています。人権に関する新しい法律ができていることを御理解いただけたらと思います。 　「山口県人権推進指針の概要版」に戻ります。 　裏を御覧下さい。県民・地域社会等のそれぞれの取組が書かれています。人権教育や啓発において、委員の皆様のような、人権教育について自主的な取組を活性化していただく方々の役割が大変重要となっています。これらの資料につきましても、お時間のあります時にお読みください。以上です。
会長	ありがとうございました。 　この「山口県人権推進指針」がすべての人権教育の中心となっております。それぞれの地域、企業、学校でもそうですが、この「山口県人権推進指針」を基にして、人権推進に取り組んでいかないといけないということです。とても大切な説明でしたので、今一度見ていただいて、理解していただけたらと思います。また、３つの新しい法律についての説明がありました。こちらも、時間の関係で概略になりましたが、こちらについても皆様にきちんと理解していただきたいと思いますので、しっかり時間がある時に見ていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。 　では、議題３の今年度の「山陽小野田市人権教育推進基本方針及び努力点」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、「山陽小野田市人権教育推進基本方針及び努力点」を御覧ください。 　基本方針は、「一人ひとりが基本的な人権の意義や人権尊重の理念について正しく理解し、実践的な人権感覚や豊かな感性を身につけ、すべての人々の人権が尊重された心豊かな地域づくりを進める市民の育成を図る。そのために、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、基本的人権尊重の精神が正しく身に付くよう人権教育を総合的かつ効果的に推進する。」となっております。 　学校における取組、地域社会における取組について、基本目標・努力点・具体的

	な取組が記載されています。この資料も後ほど目を通していただけたらと思います。
会　長	ありがとうございました。特に裏側に地域社会における取組ということで、山陽小野田市教育委員会の基本方針と言いますか、動きが書いてあります。 何か、これについて御意見ございませんでしょうか。 では、次の議題４の今年度の「人権教育推進計画について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	３ページの「資料２」を御覧ください。本年度の人権教育推進計画をあげております。 まず、人権教育推進協議会の開催についてです。第１回は本日７月９日、第２回を１０月～１１月頃、第３回を２月に予定しています。次回の２回目の会議では人権に関する作品から優秀作品を選考していただいたり、本協議会主催行事でもありますヒューマンフェスタさんようおのだについての説明を行います。第３回は１年間の反省と次年度の方針等について協議していただきます。 次に、市人権講座については、議題５において、後ほど市民生活課より説明がありますので飛ばします。 人権教育研修会は、本協議会の委員の皆さんを対象にした研修会です。今年度は１０月３１日（木）に、山口南総合センターで障害者問題をテーマにした講演が予定されています。現地までの移動手段として、市のマイクロバスを利用予定ですが、例年行事がこの時期に集中するため、市のマイクロバス利用が難しい場合もございます。近くなりましたら、御案内をお届けいたします。
会長	今ありました、市の人権推進協議会の開催、また、人権教育研修会が１０月３１日、山口南総合センターであるということで、また御案内は後日個別にあるということです。そこに書いてありますように、人権教育推進協議会委員（教職員、公民館等）に案内すると書いてありますので、心づもりをお願いいたします。 特に人権教育推進協議会の開催についてですが、２回目が１０月から１１月、３回目が２月ということで内容も明記されましたが、何か御意見、御質問ありますでしょうか。 特に２回目は、ヒューマンフェスタさんようおのだが１２月にありますが、それについての協議等があると思います。この時期についていかがでしょうか。 ２回目の時に、ヒューマンフェスタさんようおのだで、地区、企業、学校に各何名出してくださいというお話があると思いますので、早い時期に準備された方がいいかと思いますが、どうでしょうか。
委員	今言われたように、なるべく早めに決めていただいたほうがよいのですが。 既に１０月は結構予定が入っておりますので、なるべく早めに決めていただきたいと思います。
委員	人権に関する作品の選考とありますが、締切はいつなのでしょうか。締切を教えていただけたら、後の日程調整が出来やすいかと思います。
事務局	その他の活動の所で御説明しようと思っておりましたが、すでに学校には連絡をしております。締切につきましては、９月６日を予定して御案内を出しているところです。それをとりまとめまして、会議に提出させていただくことになっております。

委員	どのような作品を例えばポスターなのか、作文なのか、選考するものは１種類だけなのですか。
事務局	人権に関する作品募集は「標語」と「ポスター」です。
会長	後ほどヒューマンフェスタさんようおのだ等の話は詳しくされると思いますが、２回目の時期については、早めに計画していただきたいと思いますし、期日も早めに知らせてほしいということですので、お伺いの方よろしいでしょうか。
事務局	会長と相談しまして、早めに皆様に御案内したいと思っております。
会長	人的なこと、期日を早めにお知らせしたいと思います。また、その際には御出席いただき、御協議いただければと思います。 ヒューマンフェスタさんようおのだについて、市民生活課よりお願いします。
市民生活課	今年度のヒューマンフェスタさんようおのだは、１２月７日（土）の午後に不二輸送機ホールで予定しています。昨年度同様に、主催は市、市教育委員会、本協議会の三者で、人権・男女共同参画室が窓口となります。内容は、昨年度と同じように、人権に関する児童生徒作品表彰、そして講演等を行い、ロビーにポスターや「人権の花運動」の取組を掲示するなどしていくことになり、具体的内容は、第２回の本協議会の際に、人権・男女共同参画室から説明させていただくようになるかと思いますが、二つ皆さんの御意見を伺いたいことがございます。一つ目は、ヒューマンフェスタさんようおのだの講演で、どなたか良い講師や取り上げたいテーマがございましたら教えてください。二つ目は、今日お配りしている第３９回全国中学生人権作文コンテスト山口県大会実施要領を御覧ください。この作文コンテストは山口地方法務局、山口県人権擁護委員連合会が主催して毎年行っています。最後のページの「参考」を御覧ください。このコンテストはまず、法務局宇部支局で入賞者を約２０人程度選ばれ、そのうち支局長賞という約５点が県の選考にあげられるそうです。宇部市が今年度新たにハートウォーミングデーというイベントを企画しているそうで、この人権作文の宇部支局入賞者の表彰式を行うことを検討しているそうです。法務局宇部支局の管轄は宇部市と山陽小野田市で、宇部市がそのイベントの中で宇部市生徒の入賞者を表彰するなら、山陽小野田市はヒューマンフェスタさんようおのだをやっているので山陽小野田市の入賞者はヒューマンフェスタさんようおのだで表彰してはどうかという意見がありました。ヒューマンフェスタさんようおのだは、宇部法務局及び人権擁護委員も含まれる「うべ人権啓発活動地域ネットワーク協議会」に共催していただいているので、表彰や作文披露は可能かと考えます。もし、山陽小野田市の方針を法務局や宇部市に話して実施困難となりましたら、宇部市のイベントで表彰もしくは、従来の人権擁護委員さんが学校訪問して表彰するということになろうかと思います。ヒューマンフェスタさんようおのだでは、最大約２０人の表彰と披露は時間的に難しいです。時間配分は、標語、ポスターの表彰・インタビューの後、インタビューの時間を短縮して組み込みたいと考えています。そこで、支局長賞に複数の山陽小野田市の生徒が決まった場合は、そのうち１人を山陽小野田市生徒賞のような枠で法務局審査会で決めていただいてその１人を表彰及び作品披露というように組み込むか、または複数支局長賞がいらっしゃれば最大５人の表彰をして、時間の都合上作品披露はしないとするかで検討したいと考えています。皆様の御意見をお聞かせ願います。以上です。
	補足説明です。

市民生活課	昨年度までは、宇部支局長賞、会長賞、子ども部会長賞は全部学校に行かれて、そこで表彰をされておりました。 この度、宇部市の方で、本市でいうヒューマンフェスタさんようおのだと同じようなイベントを新たに行うということで、３つの賞をそこで表彰しようという動きがございます。この場合、山陽小野田市の生徒がこの中にいらっしゃった場合、宇部市のイベントで表彰するのは少しかわいそうではないかという意見がありましたので、その分を山陽小野田市のヒューマンフェスタさんようおのだで表彰してみてはどうかという提案がございました。 ただ、宇部市がどこまで表彰されるかはわかりませんが、この３つの賞を３０年度ですと極端な話、全て山陽小野田市の生徒が受賞すれば、２１人表彰しなければならないということで、それは、今までの表彰の内容とバランスがとれません。宇部支局長賞の５人の内、法務局のほうでヒューマンフェスタさんようおのだで１人表彰するというのを作ってもらうのか、最大限５つの表彰をしてはどうか、もしくは、主催は市と教育委員会、法務局の三者ですので、宇部の法務局の作品については表彰するになじまないということで、表彰しないという意見もあろうかと思います。そのあたりの意見をお聞きしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
会長	二つ目の問いについて、山陽小野田ではポスター等の表彰をしますが、それに加えて、中学生人権作文コンテストの表彰をしてみたらどうかという提案ですが、いかがでしょうか。
委員	やはり、表彰すべきだと私は思います。
委員	これは入選作全部表彰するのですか。それとも支局長賞のみですか。
市民生活課	宇部支局長賞は県大会へと書いてありますので、２１作品の内優秀なのは５作品ということですので、５人の中から１人か、最大５名を表彰するのがよいのではないかという御提案でございますので、御意見いただけたらと考えております。
委員	やはり、表彰するなら全員、宇部の支局長賞のみならそれのみはどうでしょうか。
市民生活課	時間的なバランスがあり、今までは３人の表彰でして、２１人全員が表彰を受けるというのは考えにくいですが、こちらとしてはそこまで考えて、バランス的なものもありますので、３名か、３名に近い数字がよいのではと思っております。
会長	３名程度の表彰に絞ってということですね。
委員	３つの表彰があるのですが、２１人のうち山陽小野田の方が何人入るかわかりませんが、支局長賞なら山陽小野田のトップ、会長賞なら山陽小野田のトップ、子ども部会長賞なら山陽小野田のトップというように、そのようにとらえたらどうかと思います。
会長	今３名の方を表彰してみてはどうかという、御意見でしたが、他に御意見ございませんか。
委員	実は昨年、山口県全域で７，５９１点の応募があり、全国大会へ出品したところ、文部科学大臣賞に防府市の桑山中学校、人権擁護局長賞に山口市の小郡中学校の作品が選ばれました。ぜひ山陽小野田の方で表彰していただければ、皆様の励みになるのではないかと思い、切にお願いした次第です。よろしくお願いいたします。
	反対御意見はございませんか。 まだ、何人入るかはわからないわけですが、まずヒューマンフェスタさんようお

会長	のだの中で表彰するかしないかを決めたいと思います。ヒューマンフェスタさんようおのだの中で中学生の作文の表彰をしても良いという方挙手をお願いいたします。 →全員一致で決定。 では、全員一致で表彰するということで、後はお任せでよろしいでしょうか。
市民生活課	今回初めてのことで、今日の会議で決めた方がいいかという質問もありますが、２回目でもよいか今の時点ではわからないのですが、今回は表彰するということを御理解いただきたいと思います。何名表彰するかは、省かさせていただき、次回でまた協議することがありましたらさせていただき、もし間に合わなければこちらの方にお任せしていただくという形にさせていただいてもよろしいでしょうか。
会長	委員全員一致で進めてほしいという御意見ですので、進めるという方向でお願いいたします。 付け加えまして、ヒューマンフェスタさんようおのだの昨年度の反省で、動員の時期や人数の割合とかの話が出ておりましたが、みなさんが気持ちよく協力していきましょうという形になりたいと思いますので、その辺をしっかり検討されて、２回目の時に早めに決定していただきたいと思います。 市職員の参加の話も出ていたと思います。その辺も市の中で協議していただき、ヒューマンフェスタさんようおのだの動員について、しっかり話されて決めていただきたいと思います。 それから、一つ目の問いで、ヒューマンフェスタさんようおのだの講師、テーマで良い案はありますでしょうか。 市民生活課で検討していただき、一任という形にさせていただいてもよろしいでしょうか。→賛成 それでは次にいきまして、「各地区、公民館、学校、企業等の取組」と「その他の活動」について説明をお願いいたします。
事務局	「各地区、公民館、学校、企業等の取組」ですが、各地区、公民館、学校、企業それぞれで、計画・実施していただいております。これにつきましては、６ページから、昨年度の取組を載せております。参考にしていただきながら、今年度も取組をお願いしています。 「その他の活動」ですが、まず、人権に関する作品の募集です。昨年度標語が３６０点、詩が２点、ポスターが１２７点、総数４８９点の応募をいただきました。 今年度も、市内の小・中・高等学校の児童生徒に人権に関する作品、標語とポスターの募集を学校を通じて行っています。一般の方には標語を募集します。応募された作品は第２回の本協議会にて審査をしていただく予定です。 県の人権ふれあいフェスティバルは８月２４日（土）に山口市の市民会館で開催されます。 人権の花運動は、今年度は本山小学校と津布田小学校、「平和のつどい」は、平成９年より市内の中学校で広島県原爆被害者団体協議会の方に講演をしていただいているものです。今年度は６月１８日に高千帆中学校、６月２０日に厚陽小中学校で白石多美子様を講師として「被爆体験証言と未来に向けてのメッセージ」と題し、講演していただきました。平和の大切さや「今を大切にしてほしい」というメッセージが生徒たちにも伝わったと思います。以上です。

会長	「各地区、公民館、学校、企業等の取組」と「その他の活動」について、御質問等がございますか。 なければ、議題５の「人権講座」についての説明をお願いします。
市民生活課	山陽小野田市人権講座ですが、４ページの「資料３」を御覧ください。 今年度の人権講座につきましては、７月と８月の木曜日に４回開催いたします。今年度のテーマや内容につきましては、昨年度の参加者アンケート等を参考にしながら決めさせていただきました。会場は不二輸送機ホールです。 昨年度も地区の委員さん、企業さん、幼稚園や学校の先生など、大変多くの方に御参加いただきました。今年度も広く市民に人権意識を高めていただくために、本協議会構成団体すべての方に講座参加依頼の案内を出させていただいております。 毎年多くの皆様にお声かけいただき、ありがとうございます。今後とも御協力の程よろしくお願いいたします。
会長	ありがとうございました。 ７月１１日から始まります。この市人権講座のことで御意見ございませんか。
委員	５ページの「資料４」に令和元年度人権教育事業実施計画書とあるのですが、これはその当日されて、内容・成果・課題・その他とありますが、これはアンケートをとるということですか。
会長	これはこの後の市の取組のことですので、講座とは関係ないと思います。
委員	昨年度のアンケートの結果がこれについていればよかったとも思ったのですが。そうすると、振り返りの役に立つのではないのかなと思いましたので。
会長	今年度の講座後の振り返りについては何か考えておられますか。
市民生活課	毎回アンケートを取らせていただいて、来年度の人権講座に反映するようにしております。 ３回目の本会議の総括でアンケートを示すと思いますので、従来通りそこでアンケートの結果を示して、皆様の御意見を聞かせていただきたいと思っております。
会長	新しい委員の方も多いので、今日の資料としてアンケートがついていれば御理解いただけるのかと思います。 今年も人権講座の後にアンケートをとって、３回目に分析等の結果のお話があるということで、その時に御意見いただきたいと思います。 それでは、議題６の「人権教育事業実施計画書と報告書」についてお願いします。
事務局	５ページの「資料４」を御覧ください。「人権教育事業実施計画書と報告書」です。毎年、各小・中・高等学校、企業、公民館の方々に提出をお願いしているものです。先ほど申しましたが、６ページからが昨年度の各学校・地区・公民館・企業等での取組実績をまとめたものになります。 なお、地区代表の皆様につきましては、補助金の関係もございますので、このあと協議会が終わってから説明させていただきます。今年度は補助金の請求は８月末としておりますので、早めの請求をお願いします。また、「実施報告書」等は年度末に提出していただき、まとめたものをお知らせします。その際にはよろしくお願いします。以上です。
会長	ありがとうございます。 今の報告書の提出等について、御質問等はございませんか。 では、その他に入りますが、全体を通して、皆様の方で何か御意見等ありました

	らお願いいたします。
委員	人権教育の推進計画の中で、第２回が１１月、第３回が２月、あるいは人権教育の研修会が１０月３１日、その他いろいろありますが、委員が都合が悪い場合、欠席が可能ですか、代理を立ててもよいのですか。
事務局	会議については、その方が委員となっておりますので、代理はできません。研修会につきましては、その方の資質向上になりますので、ご都合の悪い時は欠席でも、代理の方を出していただいてもかまいません。あくまで研修という対応となっております。
会長	その他御質問、御意見ございませんか。
委員	昨今、いじめの問題が非常に大きな社会問題となっております。命を絶つということについて、学校等で実際どのような取組をされているのかお聞きしたいのですが。
学校教育課	学校の方では、道徳の教育を通じて命の大切さや、自分の命と他人の命の大切さについて、特化して行っております。 日々の授業の中で全ての教育活動について他人の命、自分の命の大切さについて教育を行っているところです。これも、人権の感覚が非常に大事ですので管理職の先生方、人権教育の担当の教員の研修を県を中心に行っており、この復命を活発に行っているところです。 子ども達の命を守ることは本当に大切な事で、やはり、お互いを認め合えるような教育活動が行えるように学校の中では推進しております。
教育長	今担当指導主事から心の教育について、話がありました。もう少し具体的には、実際法律が施行されており、各学校ともいじめ防止対策についての基本方針というものが定められております。 それに沿った取組を行っておるところですが、毎週１回全ての児童・生徒に対して生活アンケート調査を毎週行い、確認をし、そこに記述されているものについては、個別の指導を行っていくというふうになっております。 いじめというのは、今の定義からするとゼロということはありません。ただ、根絶に向けた取組をいかに充実させていくかというところが、大事なことになろうかと思います。 校長先生何か御意見ありますか。
会長	小学校では、今言われましたようにいじめアンケートを行っておりますし、本当に目を光らせて、小さいことでも教員全体で取り組むようにしております。 いじめ対策委員会を各学期に１回、これは学校関係者だけでなく、コーディネーターや見守隊の方など地域の方にも入っていただき、そこでしっかり対策等の話し合いをしております。
委員	中学校では、法務局SOSミニレターが配布されておりまして、何かあって相談しにくい子ども達が行政の機関に相談できるシステムもございます。 本校は平和のつどいが本年度あたりまして、原爆についての話を聞くということで命の大切さを知る良い機会をいただいているところです。
委員	高校は、小中学校のように道徳教育の時間はございませんが、あらゆる教育課程の中で、つまり授業や部活動、日々のホームルームでいじめ防止、人権尊重、命の大切さの教育を行っております。

	いじめ方針につきましては、未然防止、早期発見、早期対応が最も大事なことだと考えております。いじめの予兆を見逃さない。そのためにいじめアンケートも行いますし、小さないじりやからかいをどんどんあげていき、ケース会議を行うのですが、なにかそういったことが起こりそうな時は、早期対応していくことでいじめ防止対策を行っております。 それと、自殺防止ですが、毎年９月１日が最も自殺が多い日と言われております。夏休みに高校は教員研修で自殺についての認識をし、予防をする研修もしっかり行っております。
委員	全国的にどの学校もそういったことを行っておると思います。でも起きています。校長先生がおっしゃったように、未然というのは大事だと思います。特に地域の方を学校の中に混ぜることは、一つの大きな自信になり、未然防止になるのではないでしょうか。 学校の中にそういう教室ができないものでしょうか。教室が余っているのに、活用が上手くいっていません。 地域の人が学校に入っていくことが必要ではないでしょうか。あるいは教頭先生や教務主任の先生が毎時間学校を見守りするだけでも未然防止になるのではないでしょうか。こういったことをやっていない地域が多いのではないかと思いお聞きしました。
会長	私たちもいじめというのが中心の課題と思っております。コミュニティスクールにどこの学校も取り組んでおり、地域とともにある学校づくりを進めているところでございます。 今いただいた御意見を踏まえながら取り組んでいきたいと思います。ありがとうございました。 他にございませんか。 御意見なければ会を閉じたいと思います。
事務局	会長ありがとうございました。 それでは終わりの挨拶を社会教育課課長の河上が申し上げます。
社会教育課長	～挨拶～
事務局	以上で令和元年度第１回人権教育推進協議会を終了いたします。皆様お疲れさまでした。 今後とも人権教育について、御協力をお願いいたします。ありがとうございました。